

行為の中止等の命令標識

年 月 日  
第 号

東京都知事

東京における自然の保護と回復に関する条例第54条に基づき、行為の中止命令等を下記のとおり命じます。

記

- 1 命令の内容
- 2 命令の対象となる者の住所、氏名
- 3 命令の対象となる行為
- 4 行為者の住所・氏名
- 5 行為地(命令の範囲)

問い合わせ先

教示

この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に東京都知事に書面をもって異議申立てをすることができる(行政不服審査法第6条)。